様式第十四（第五十八条第四項関係）

形質変更時要届出区域台帳

名古屋市

整理番号	整 29-5	指定年月日・指定番号	平成29年6月29日　指 － 113	所在地	名古屋市港区潮見町37番1の一部
調製・訂正年月日	平成29年6月29日（平成29年8月10日一部指定解除）				
形質変更時要届出区域の概況	油槽所跡地			面積	当初指定時：247.78㎡ 一部解除後：82.88㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域である。				
土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置					
第58条第4項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨	第58条第4項第11号に該当する区域である。				

	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	H29.3.21	鉛及びその化合物	[含有量基準]・[溶出量基準]・第二溶出量基準	東海ジオテック株式会社
			含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準	
			含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準	
			含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準	
			含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準	

	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
土地の形質の変更の実施状況	H29.4.27	H29.6.15	土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）	土地所有者	[有]・無	分別等処理施設にて処理
					有 ・ 無	
					有 ・ 無	
					有 ・ 無	

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態

１　形質変更時要届出区域の所在地
名古屋市港区潮見町37番1の一部（詳細は4のとおり）

２　試料の採取を行った日
平成 29 年 3 月 2 日

３　調査結果
表のとおり

４　形質変更時要届出区域及び試料採取位置図
図のとおり

表

区画名 （試料名）	分析結果		
	ベンゼン	鉛	
	土壌ガス試験	溶出量試験	含有量試験
	volppm	mg/L	mg/kg
H8-6	＜0.05	0.013	100
J8-4	＜0.05	0.007	64
J8-5	＜0.05	＜0.05	27
J8-6	＜0.05	＜0.05	98
K8-4	＜0.05	＜0.05	33
K8-5	＜0.05	0.016	140
K8-6	＜0.05	0.007	210
L8-4	＜0.05	0.006	42
L8-5	＜0.05	＜0.05	34
L8-6	＜0.05	＜0.05	＜15
基準		0.01以下	150以下

※表中の網掛けは、基準不適合を示す。

※表中の ＜ は、定量下限値未満を示す。

図1　形質変更時要届出区域及び試料採取位置図

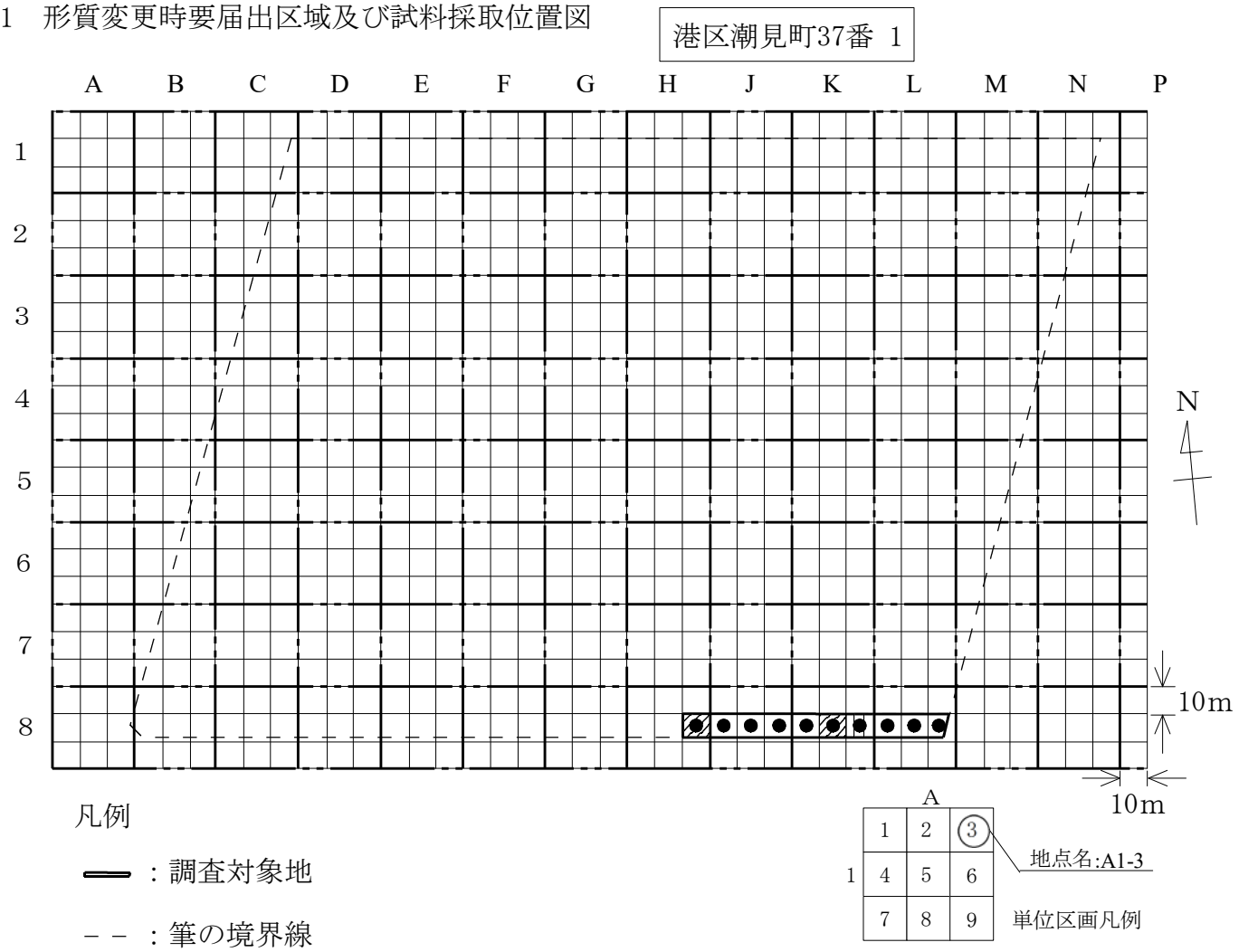

凡例

：調査対象地

－－：筆の境界線

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

●：土壌ガス、土壌調査地点

図2　一部解除した区域（H29.8.10）

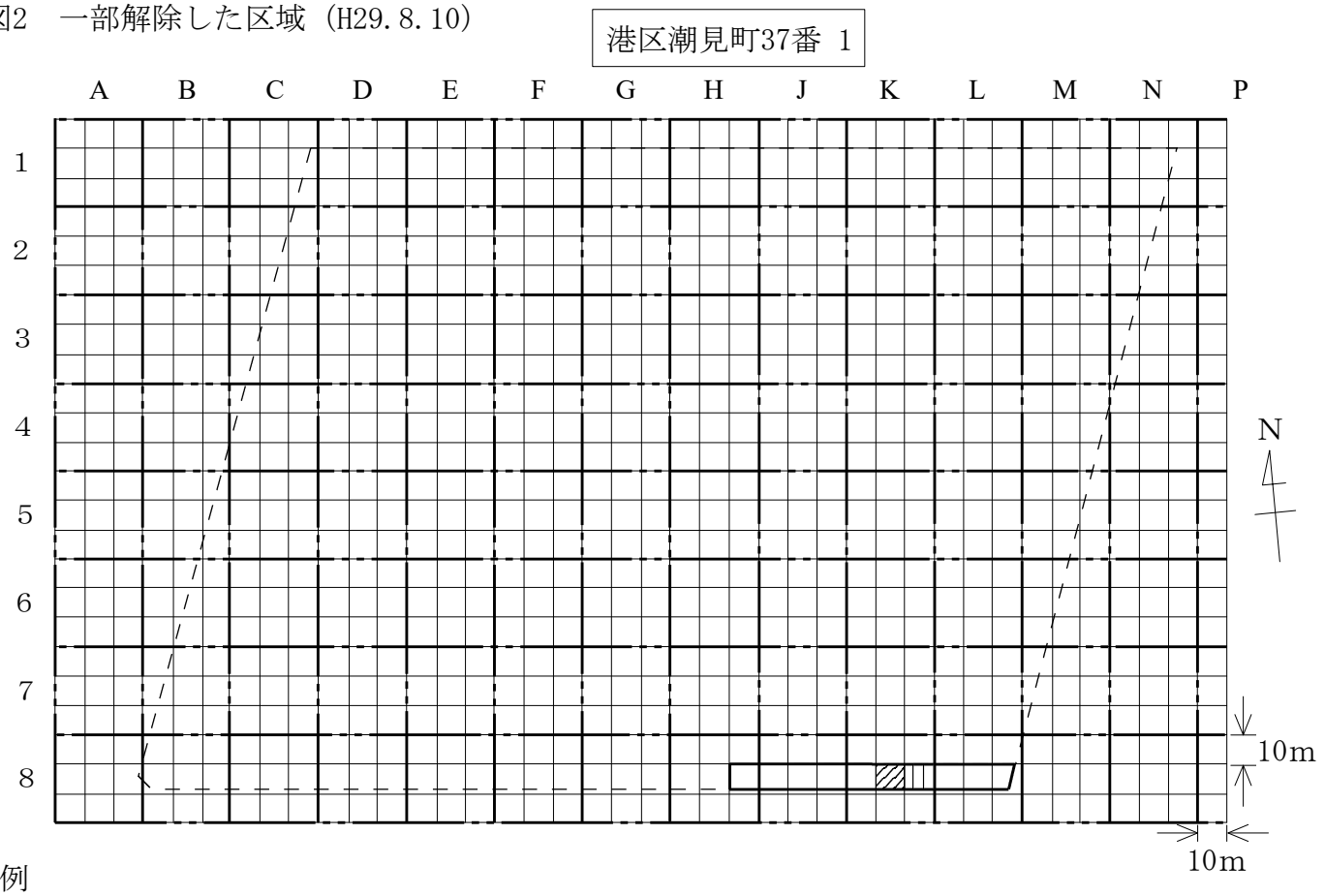

凡例

：調査対象地

－－：筆の境界線

：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域の指定を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））
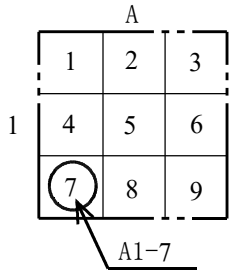
単位区画名称例